



益を害する恐れがある。

イ. 同項(3)号「前二号の他、診療情報の提供、診療記録等の開示を不相当とする相当な事由が存するとき」にあたると思われる。

(理由)

1. 「より良い信頼関係を築くこと」という診療情報開示指針の目的が達成できない。  
請求人が正式な手続を採らないのに、「病院側が不当に診療記録を開示しない」という事実無根な主張を市や県などの行政機関に苦情として申し出たため、それに関する調査を受けた。かかる行為をされては、医師会指針における目的「より良い信頼関係を築くこと」が達成できず、診療記録の開示は不相当であると思われる。
2. 開示記録が、病院側に事実上不利益に扱われる恐れがある。  
上記の行動にも現れているが、思い込んだら人の話を聞かず、そのために理解力に問題がある請求人の特性から、説明せずにカルテを開示した場合、カルテの記載を用いて、病院側に事実上不利益な行動をされる恐れがある。
3. 請求人の心身に悪影響を与える恐れがある。  
請求人が電話で開示請求をなした際、毎日毎日電話をかけてきては、病院側の話は聞かずに、通話の中で興奮することが度々であった。精神疾患を患っている請求人の心身の状況に鑑みれば、カルテの開示が請求人自身に悪影響を与えると考えている。

#### 4. 調査後の経過

- 12月3日：申立人より文書による開示請求がなされました。
- 12月8日：相手方病院は同日付文書を申立人に送付し、家族又は公正な第三者の立会いの下で、請求された診療記録を開示する旨回答しました。
- 12月12日：申立人より患者の権利オンブズマン事務局へ上記回答書コピーが送付され、第三者として開示に立会う弁護士の紹介を要請されました。
- 12月22日：申立人に対して、患者の権利オンブズマン事務局は、立会人として法律専門相談員である弁護士を紹介しました。
- 12月26日：弁護士が立会い、請求した診療情報のコピーが申立人に渡されました。

#### 5. 結論

NPO法人患者の権利オンブズマンのオンブズマン会議は本件について、病院側の規定した文書による開示請求がなされていないことを直接の理由とする不開示であると説明されたこと、申立人からの文書による開示請求に対しては、第三者の立会いを求めた上で診療情報が提供されたという経緯に鑑み、病院に対する開示勧告は不要であると判断しました。

しかしながら、相手方病院が当初開示を拒否する根拠として示していた、日本医師会の指針を採用している同病院の「個人情報取扱い規定」(2006年11月改定)は、その改定以前に制定されている個人情報保護法令(2005年4月全面施行 以下、法令)、及び法令の運用規定である厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのための

ガイドライン（2004年12月）」（以下、厚労省ガイドライン）、ならびにカルテ開示を含む「診療情報の提供等に関する指針（2003年9月）」（以下、厚労省指針）に違背する箇所が多く、適正でないと判断しました。

以上の結果、オンブズマン会議は全員一致の結論にもとづいて、相手方病院に対し、同病院における個人情報取扱いに関する規定を法令等の基準に合致するように改正を勧告致します。

## 6. 規定改正を勧告する理由

### (1) 本件開示請求がなされた情報の性質と法令上の基準

本件における開示請求は、次の性格を有しています。

- ①患者本人死亡後に、遺族からなされた開示請求です。
- ②患者本人死亡後、1年余を経過した時点での開示請求です。
- ③精神科疾患に関する診療情報です。

これらの情報の性質に関して、個人情報保護法令および厚労省ガイドラインあるいは厚労省指針が示す情報提供のあり方は以下のとおりです。

- ① 個人情報保護法令は生存個人に関する情報を対象としていますので、遺族による開示請求については直接の適用は対象ではありません。しかしながら、厚労省ガイドライン「8. 遺族への診療情報の提供の取り扱い」は、患者遺族からの診療情報の開示請求について、厚労省指針の9「(遺族に対する診療情報の提供)」に基づき、情報提供を行うものと定めており、同指針は「医療従事者等は患者が死亡した際には遅滞なく遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因についての診療情報を提供しなければならない。」「遺族に対する診療情報の提供に当っては、患者本人らに対する規定を準用する。」「(遺族として) 診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者とする。」と規定しています。また同指針は、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することを求めています。その他の制限は認めていません。
- ② 法25条は、保有個人データの開示を求められたときは、「遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない」と規定しており、厚労省指針も現に「保管中のすべての診療記録が開示の対象となる。」と明記しています。従って「法定保存期間が経過している」こと等も不開示の理由にはなりません。
- ③ 診療情報の開示は法令上の義務ですから、法令により非開示が認められている事項に該当しない限り開示しないことは違法です。厚労省指針は「8. 診療情報の提供を拒みうる場合として①診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき、②診療情報の提供が患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき、の2点のみを規定しています。

なお、ここでいう第三者の情報には、当該患者の診療関係に関わった医療従事者名等は含まれません。それらは患者に関する個人情報と評価されます。又、仮に医師等が自己の意見や個人情報を患者の診療記録等に記載している場合においても、厚労省ガイドラインは、その「Ⅲ 医療・介護関係事業者の義務等 7. 本人からの求めによる保有個人データの開示」に【法の規定により遵守すべき事項等】として、「例えば診療録の

情報の中には、患者の保有個人データであって、当該診療録を作成した医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそも診療録全体が患者の保有個人データであることから、患者本人から開示の求めがある場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。」と規定しています。

さらに「患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれ」とは、患者本人の権利利益を保護する観点からであって、本件のように既に患者が死亡しているような場合には、そもそも適用されません。又、仮に患者本人が請求する場合においても、開示請求権を制限するに足りる具体的かつ合理的な根拠が求められるときだけであり、当該患者本人が精神科疾患などの状態にある事実のみをもって直ちに非開示を正当化できるものではありません。

## (2) 改善を要すると思われる事項

厚労省ガイドラインおよび厚労省指針は、個人情報保護法に規定された主務大臣の責務として発令されたものであり、同法令の施行基準として（具体的には法6条および8条を根拠として）定められました。したがって、相手方病院におかれては、同病院の個人情報取扱い規定である『個人情報の取り扱いについて』第2項「診療情報の開示の提供を希望する方へお願い」（以下開示規定という）を、個人情報保護法令および厚労省ガイドラインならびに厚労省指針に準拠するよう改訂して、患者及び家族の自己情報コントロール権を尊重した実践をされるよう勧告します。

- 1) 開示規定「2 診療情報提供を求めることができる時期」に、「治療中止後の診療情報の開示はできません」としている開示請求期間の制限は、法令違反であるため撤廃し、患者はいつの時点においても請求できるものとする。
- 2) 開示規定「3 情報提供の方法」に規定された「診療録等には、医療従事者側の主観的情報が含まれていますので、その部分の閲覧、謄写は行いません。」の項は、上記(1)に明示したとおり、厚労省ガイドラインに違反するので削除すること。
- 3) 同「3 情報提供の方法」では、開示の方法を原則として「口頭説明や要約書等」としていますが、厚労省ガイドラインは、診療情報を、「診療録、処方せん、手術記録、助産録、看護記録、検査所見記録、X線写真、紹介状、サマリー、調剤録等」と規定したうえで、「書面の交付による方法等」を求めているものであり、口頭説明や要約書等による情報説明を一義的にあげた開示規定の表現は適切でないため、表現を変更すること。

ところで、相手方病院の規定において、このような表現がされている背景には、病院側の説明にある「診療記録の閲覧と説明、もしくは要約の作成と交付が診療記録の開示にあたりと考えているため、そもそもカルテ等全てのコピーなどというものは想定していない。」との認識があることは明白ですが、このような認識自体が上記ガイドラインばかりか、個人情報保護法令に違反するものです。

個人情報保護法施行令6条は「開示の方法は書面の交付による方法とする。」と規定しており、閲覧や口頭の説明だけでコピーを交付しないことや、要約書の交付で開示に代替することは、請求者が同意しない限り違法な取扱いとなります。従って、相手方病院におかれては、こうした違法状態を早急に是正されるとともに、法令により要求され

ている個人情報の適切な取扱いについての研修を実施されることを要望します。

4) 開示規定「4 次のような場合には、診療情報提供をお断りさせていただきます」には、

- (1) 診療情報の提供が、患者様本人の心身の状況を著しく損なうおそれあるとき
- (2) 対象となる診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれのあるとき
- (3) 上記(1)(2)のほか、診療情報の提供や開示を不相当とする相当の事由があるとき

(4) 訴訟等を前提とするときは目的に反しますので、診療情報提供はいたしません。の4項があげられていますが、(3)(4)の2項は、前述のとおり、厚労省ガイドラインに規定された不開示要件に該当せず、削除すべきです。

厚労省指針は、開示請求手続きに関して、「申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。」と規定して、申立人側の理由による開示制限を厳に戒めています。

相手方病院においては、診療情報開示の「目的」を患者の治療と信頼関係の構築に限定していますが、法令は、すべての国民の自己情報コントロール権を保護するものであり、事業者において特定の目的を設定して診療情報開示を制限すること自体が、法令の意義に反するものであって不当です。

5) 開示規定「5 平成12年1月1日(実施日)以前の情報開示は対象外です。」の規定は削除すること。上記(1)に示した通り、法令は現存するすべての個人保有データの開示を求めています。

6) 開示規定は書面による請求手続を規定していますが、患者・家族がだれでも請求手続きを利用できるよう、手続きの周知徹底を図るための対策を講じて下さい。

法令は当該事業者における個人情報の取り扱いに関する手続や規定を、利用者に広く周知することを求めています。

以上